

田村市イントラネット・
第4次シンクライアントシステム
更改業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月
福島県田村市

1. 趣旨

田村市で現在運用しているイントラネット・シンクライアントシステムの基盤は、令和3年度に構築されたものであり、令和8年度に機器の保守・サポート期限が終了するため、基盤の更改が必要となります。

本事業は、本市の業務要件（仕様書）を満たすとともに、将来の拡張性、運用性および信頼性を考慮した仮想基盤を確実かつ円滑に導入することを目的とします。

また、柔軟かつ高度な技術力を有し、類似業務における豊富な実績・経験を持つ事業者から最適な提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

田村市イントラネット・第4次シンクライアントシステム更改業務委託

(2) 業務内容

別添「田村市イントラネット・第4次シンクライアントシステム更改業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案見積上限額

660,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3. 資格要件

企画提案書等を提出できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (3) 田村市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年田村市告示第140号）に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公告の日から契

約締結の日までの間に、田村市工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(令和5年告示第49号)に基づく指名停止期間中でないこと。

- (7) 過去5年間(令和2年度～令和6年度)同規模以上の自治体への仮想化基盤導入又は更改作業の実績を有するものであること。

4. プロポーザル実施スケジュール

| 項目 | 日程 |
|------------------|---------------------|
| 公募型プロポーザル実施公告 | 令和8年 2月 6日(金) |
| 参加申込書等の提出期限 | 令和8年 2月13日(金)午後5時まで |
| 提案資格確認結果の通知 | 令和8年 2月17日(火) |
| 企画提案に関する質問書の提出期限 | 令和8年 2月17日(火)午後5時まで |
| 企画提案に関する質問書の回答期限 | 令和8年 2月24日(火) |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和8年 3月 6日(金)午後5時まで |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年 3月13日(金)予定 |
| 審査結果通知 | 令和8年 3月19日(木)予定 |
| 契約の締結 | 令和8年 5月中旬 |

※日程については、発注者の都合により変更となる場合があります。

5. 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限

令和8年2月13日(金)午後5時(必着)

- (2) 提出先及び提出方法

「12. 問合せ及び送付先」へ電子メールで提出することとし、メール送信後、電話による連絡を行うこと。

- (3) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 参加資格要件確認書(様式3)

- (4) 提出部数

各1部

6. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間

公募開始日から令和8年2月17日(火)午後5時まで

- (2) 質問方法

質問書(様式1)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に「田村市イントラ・第4次シンクラ更改業務委託」と記載

すること。

(3) 質問に対する回答

令和8年2月24日（火）

回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、田村市ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、実施要領及び仕様に関する限ること。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には、回答しない。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法及び作成要領

別記「田村市イントラネット・第4次シンクライアントシステム更改業務委託企画提案書作成要領」に基づいて作成のうえ、提出してください。

8. 企画提案書等の審査

(1) 審査体制

田村市が設置する「田村市イントラネット・第4次シンクライアントシステム更改業務委託プロポーザル審査委員会」で定めた評価基準に沿って審査し、最も評点の高い提案者を最優秀提案者に選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査委員の多数決により決定する。

(2) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションにより総合的に評価する。

審査の結果、審査合計点数が全体の6割に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

(3) プrezentation

ア 実施月日

令和8年3月13日（金）午後（予定）

イ 実施場所

田村市役所 3階 304会議室

ウ 実施時間

1社につきプレゼンテーション40分以内、その後、質疑応答15分程度の時間を設ける。出席人数は5名以内とし、本業務に直接携わる者が説明を行うこと。

開始時刻は、令和8年3月11日（水）までに、企画提案者に電子メールで通知する。なお、オンラインによる参加やプレゼンテーションは認めない。

エ 注意事項

企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料（スライドを含む）の使用及び

配布は認めない。なお、プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブルは市で準備するが、その他説明に必要なパソコン等の機器は提案者が準備すること。

(4) 審査基準

本要領 6 頁「評価基準」のとおり

9. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査終了後速やかに全ての企画提案者に書面で通知するとともに、次の内容を田村市ホームページ上で公表する。

- (1) 企画提案書の提出件数
- (2) 最優秀提案者の名称

審査結果（評価点）は非公表とする。

10. 契約の手続き

(1) 仕様の調整

最優秀提案者に選定された事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 契約の締結

最優秀提案者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し、契約を締結するものとする。ただし、合意に達しなかった場合には次点者と協議を行う。

11. その他留意事項

(1) 無効となる参加申込書及び提案書

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。
- イ 審査の公平性を害する行為があったもの。
- ウ 実施要領に定める手続き及び内容を遵守しないもの。

(2) 提案書の取扱い

- ア 企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。なお、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製する場合がある。

(3) 事業執行及び支払い条件

- ア 本プロポーザルは、令和 8 年田村市議会 3 月定例会における予算審議において否決された場合、中止とする。その場合、参加申込者に対し電子メールで通知する。
- イ 本業務委託料の支払いは、業務完了後、リース事業者との契約締結後に支払うものとする。

(4) 参加申し込み後に辞退する場合

「企画提案辞退届」（様式10）を令和8年3月6日（金）までに電子メールで提出すること。なお、辞退しても以後における不利益は被らない。

12. 問合せ及び送付先

田村市 総務部 DX 推進室 情報化推進係（担当：石塚、渡辺）

住所：〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畠添76番地2

電話：0247-61-7616 FAX：0247-81-2522

E-mail : dxpo@city.tamura.lg.jp

評 価 基 準

| 項目 | 評価事項 | 詳 細 |
|--------------|------------------------|---|
| 基本要件 | 法人概要 | 法人としての経営状況は安定しているか 組織体制や技術者数は十分であるか |
| | 同種業務の実績 | 当該導入業務又は更改業務の実績を有しているか |
| 基本方針 | システムの有効性 (導入目的の実現) | 業務の安定性、利便性向上及び効率化など、市にとって有効なシステムであるか |
| システム構成 | 機能性・適合性 | システムとして必要な機能が充実しているか 仕様に適合した提案、構成となっているか |
| 導入スケジュール及び体制 | スケジュールの妥当性 | 無理のないスケジュールで確実な稼働できる工程か |
| | 導入・開発体制 | 業務を実施するに十分な人的体制がとられているか |
| | 研修体制 | 導入後の運用に支障をきたさないよう操作研修等の体制が十分であるか |
| | 保守サポート体制 | 導入後において、システムの安定稼働についてのサポート体制が十分であるか システム障害発生時に、迅速に対応が可能な体制となっているか |
| セキュリティ対策 | セキュリティ対策 | 仕様書のセキュリティ要件項目を満たしているか 情報セキュリティの対策は十分であるか |
| 業務コスト | 価格の優位性、提案事業に対する見積額の妥当性 | 見積額は提案限度額を超えていないか 見積額に対し、業務提案内容が妥当であるか ランニングコストが妥当であるか 経費節減等、企業努力がされているか。また、極端に安価な金額ではないか。 |